

議案第30号

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 条例の適用区域を拡大するとともに、規定の整備を図る必要があるので、
本案を提出する。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第1の1の部に次のように加える。

東京都市計画補助2 6号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区 地区整備計画区域	東京都市計画補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---	--

別表第2東京都市計画経堂駅東地区地区整備計画の部本町通り地区の項中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改め、同表備考以外の部分に次のように加える。

東京都 市計画 補助2 6号線 沿道代 沢一丁 目・北 沢一丁 目地区 地区整 備計画	住宅地区				80㎡			16m				
	都営住宅地区							25m				
	教育施設地区				80㎡	計画図に示すとおり、敷地の反対側の道路境界線から6m	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下この項において同じ。）であって、上空に設ける渡り廊下その他これに類する建築物の部分	17m。ただし、学校及びその関連施設の高さは、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める高さとする。 (1) 5,000㎡以上10,000㎡未満の敷地面積（告示日において法第86条第8項の規定により公告された対象区域（以下この項において「公告対象区域」という。）が地区計画区域内外にわたる場合は当該公告対象区域の面積を、告示日以後に同条第1項から第4項までの規定により1の敷地とみなす区域（以下この項において「告			軒、ひさし、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり（ドライエリア）その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱を設	

							<p>示日以後の区域」という。)の過半が公告対象区域の全部又は一部である場合は当該告示日以後の区域の面積をいう。以下この項において同じ。)</p> <p>を有する敷地内の建築物(補助26号線の計画線からの距離が20mの範囲内の部分に限る。) 25m</p> <p>(2) 5,000㎡以上10,000㎡未満の敷地面積を有する敷地内の建築物(補助26号線の計画線からの距離が20mの範囲外の部分に限る。) 19m</p> <p>(3) 10,000㎡以上の敷地面積を有する敷地内の建築物 34m</p>		<p>けることができない敷地の部分に突出した形状</p>
近隣商業地区	法別表第2(ほ)項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第8項の改正規定 令和6年4月1日
- (2) 別表第2東京都市計画経堂駅東地区地区整備計画の部本町通り地区の項の改正規定 令和6年6月1日